

# 令和6年度（2024年度）第1弾佐賀県の情報発信業務委託仕様書

## 第1 目的

佐賀県には世界に誇れる資源・素材があるにも関わらず、その魅力が十分に知られていないものがたくさんある。

そこで、県では平成25年度から、佐賀の価値ある資源・素材を磨き上げ、魅力的なコンテンツを創り出し、県全体の存在感を高めるための情報発信プロジェクト「サガプライズ！」を始めた。「人を大切に、世界に誇れる佐賀づくり」という基本理念のもと、企業やコンテンツ等とコラボレーションをすることで佐賀の地域資源を磨き上げ、時流やメディア視点を取り入れたプロモーションにより、話題化につなげ、その評価を地元還元させ、県内の活性化を促す取り組みを目指している。

本件は、佐賀県のような魅力ある資源を活用した、アニメ・ゲーム等のIPコンテンツとのコラボレーションによる情報発信プロジェクトの企画立案、実施プラン作成及び実施並びにプロモーション業務について委託するものである。

## 第2 摘要

本仕様書は、業務の内容について示すものであるが、業務の性格上、当然に実施しなければならないものについてはもちろん、この仕様書に記載のない事項であっても、県と受託者が協議して定めた事項についてはこれを遵守し、業務の遂行に当たらなければならない。また、業務の実施にあたっては、県職員等関係者と連絡を密にし、遺漏のないようにすること。

### 第3 委託内容等

アニメ・ゲーム等の IP コンテンツとのコラボレーションによる佐賀県の情報発信に係る業務

#### [テーマ]

アニメ・ゲーム等の IP コンテンツとのコラボレーションによる佐賀県の情報発信

#### [企画の方針]

- ① テレビ、新聞、WEB 等のメディア露出、SNS による拡散が見込める企画とすること。
- ② コラボレーションするコンテンツのファン層を中心に、施策の認知を獲得し、佐賀県に対するイメージを向上させる企画となるように工夫すること。
- ③ トレンドやコラボ先の状況などを踏まえ、話題になりやすい時期の企画とすること。
- ④ コンテンツのファン心理を理解し、満足度の高い企画とすること。
- ⑤ 県民のシビックプライド醸成につながる企画とすること。
- ⑥ 「おどろきの佐賀、ぞくぞく！」をキャッチフレーズとし、話題となるコラボを次々と仕掛けるサガプライズ！自体の認知の向上及びワクワク感を醸成する企画とすること。

#### [企画内容（想定）]

- ① メディアや SNS を中心に話題となるようなコンテンツとのコラボレーション企画
- ② コラボレーション企画に係る東京都内での PR イベントの実施

#### [業務目標]

プロジェクトを展開した際の成果指標として、

メディア露出量の広告効果換算額（※）：3 億円

（目標露出件数：TV（東京キー局）5 番組以上、WEB メディア 500 件以上）

コラボに参加した県内事業者の延べ数：12 件以上

佐賀県内及び福岡県内のメディアでの露出件数：10 件以上

※本業務に関する佐賀県の情報が、東京エリアを中心に全国でどれだけ話題化されメディアで露出されたのかを広告料金に置き換えた値。（なお、広告効果換算額の算出については本業務には含まない。）

#### (1) プロジェクト実施体制の構築・管理

県と協議の上、事業が計画的かつ効果的に推進されるため、事業全体の進捗管理を行う。

- ① 過去に東京都内で行う PR イベントやプロモーション企画・実施に携わっていた経歴を持つ統括責任者を 1 名配置すること。
- ② 月 4 回程度の打合せ、進捗報告を行うこと。
- ③ 業務実施スケジュール、進行管理マニュアル等の作成・管理・調整をすること。
- ④ 業務全般に必要なかつ適切な人員配置を行うこと。

- ⑤ イベントを開催する際には、会場の手配及び参加募集・告知を行うこと。
- ⑥ 各種イベント等を実施する際には、会場の様子を写真で記録するとともに、参加者数をカウントし報告すること。
- ⑦ 必要に応じて専門人材（プランナーやクリエイターなど）を活用すること。

## (2) プロジェクト企画立案

プロポーザルにおいて提案した企画書をもとに、県と協議を行い、実施合意に向けた企画立案を行う。

なお、企画立案は、1件とし、時期については佐賀県と受託者の双方で協議し定めることとする。

## (3) プロジェクト実施プラン作成及び実施

受託者のプロジェクト企画立案に従って実施合意に至った案件について、県と協議の上、プロジェクト企画具現化に向けた実施プランを策定し、そのプランに基づき実施する。

プロジェクトの各企画は令和7年（2025年）2月末までにすべて終了することを基本とするが、令和7年（2025年）3月以降の実施については県と受託者の双方で協議し、実施の可否を決することとする。

## (4) プロジェクト実施に伴うプロモーションの企画・実施

話題の最大化を目指し、業務目標（メディア露出量の広告効果換算額：3億円）を達成するための計画的なプロモーションを企画し、実施する。

なお、受託者が他企業・団体等と連携して本業務に関連する独自のプロモーション等を行うことは認める。その際に、プロモーション等に係る経費の一部を来場者等により負担させることも認めるものとする。

本業務の実施にあたり、SNS アカウントを制作する場合や、既存アカウントを活用してプロモーションを行う場合、本業務に関連する投稿のインプレッション数等の管理・運営情報を報告すること。

## (5) プロジェクト参加者及び関係者等へのヒアリング

プロジェクト実施による情報発信の訴求効果や満足度等を測定するため、参加者や関係者等へのヒアリングを実施すること。

※ここでいう「参加者」とは、当該プロジェクトにおいてイベントを実施した場合の「イベント参加者」を指す。また、「関係者」とは、コラボレーションを行った企業やコンテンツ元を始めとして、当該プロジェクトの実施に携わった者全般を指す（佐賀県内企業及び県内を拠点に活動する団体等も含む。）。

ヒアリング方法は、以下の想定するヒアリング内容を参考に、その適当な手法を提案すること。なお、ヒアリング内容及び実施方法は、最終的に県と受託者で協議の上、決定することとする。

<想定するヒアリング内容>

- ・参加者：プロジェクトをとおして、佐賀県に対する良質なイメージの醸成につながったか。また、県外在住者の場合は、来訪意向や県産品の購入意向の増大などにつながったか。県内在住者の場合は、シビックプライドの醸成につながったか。
- ・関係者：佐賀県に対する良質なイメージの醸成及び県の取り組みに関心を持つことにつながったか。また、県及び関係団体、県内外の企業・ブランド等とのリレーションの創出につながったか。

#### 第4 委託期間

契約締結の日から令和7年（2025年）3月31日まで

#### 第5 成果物等

受託者は、次に掲げる成果物を、指定する部数ずつ納入期限までに納めるものとする。

なお、成果物の帰属は、委託契約書による。

- (1) 実績報告書（佐賀県が実施する情報発信業務の分析・検証結果を含む）・・・1部
- (2) 本業務において作成した資料等
- (3) その他、県と受託者が合意の上、成果品として提出を求めるもの

#### 第6 履行場所

佐賀県政策部広報広聴課が指定した場所

#### 第7 知的財産権等

知的財産権等については、委託契約書による。

#### 第8 留意事項

本業務に係る委託業務を遂行する際には、次の点に留意すること。

- (1) 個人情報の重要性を認識し、個人情報を扱う者の倫理及び良識ある判断に基づき、個人情報の管理を徹底し、個人情報の漏洩等のないように万全の注意を払わなければならない。また、個人情報の取り扱いにあたっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び県の定める「情報セキュリティポリシー」を遵守するものとする。

- (2) プロジェクトを実施するにあたって必要となる費用（媒体、事務用品等の調達、通信費、機材等）については、全て受託者の負担とすること。
- (3) 本業務によって作成された成果物及び資料と、業務の遂行にあたって必要となる打合せ等において使用する言語として、日本語を採用すること。
- (4) 本業務によって作成された成果物またはその仕様に関する保障事項、成果物の知的財産権等に関する事項、賠償関係、免責事項については、委託契約書によるものとする。
- (5) その他、本業務を実施するうえで新たに発生した事項については、県と受託者が十分な協議の上で対応するものとする。なお、変更する必要があるときは、県と受託者で協議の上、変更することができるものとする。